



今月のことば

monthly word

日本弁理士会の公表資料(成果物)を活用しよう

日本弁理士会 副会長

齋藤 美晴

1. 日本弁理士会の役割と責務

弁理士登録の順番で、伊丹会長の次にパテント誌に寄稿させていただくことになり、改めて長く弁理士をやっていると痛感します。

私が弁理士になった昭和54年(1979年)当時と現在と何が違うのかを考えると、弁理士の知名度が上がってきたこと、弁理士が知的財産(知財)に関する専門家であると認識されてきたことに加え、弁理士には知財制度を担う社会的貢献姿勢や責任が求められていることでしょう。

日本弁理士会もまた、知財に関する専門家である弁理士としての会員の指導やサポートに加えて、知財制度を担う社会的貢献姿勢や責任が目に見える形で求められています。

このような中、今年度の副会長としての責務を果たすべく準備を進めてまいりました。この過程で、知財制度に係る社会的貢献や会員のサポートの一手法として、日本弁理士会から公表されている報告書、手引、ガイドライン、テキスト等の資料(成果物)を確認してみました。

印刷物として一般にも配布される月刊「パテント」,「PATENT Attorney」,「ヒット商品はこうして生まれた」等に加えて、「日本弁理士会のホームページ」及び会員向けの「電子フォーラム」において多くの有用な資料が公開されているのに改めて気付かされます。それらは会員の努力の成果物ですが、次のようなものが挙げられます。

2. 日本弁理士会が公表する資料

(1) 日本弁理士会のホームページ

「研究・レポート」には、種々の研究成果、外国関連の情報、月刊「パテント」の目次・内容があります。特に、国際活動センター公表の外国関連の情報(多くの米国情報、欧州情報、発展途上国情報)は必見です。

「各種助成制度」には、北海道から九州・沖縄までの各県や各市区町村の資金援助を含む知財支援制度の一覧があります。

「支援サービス」には、日本弁理士会が提供するパンフレット、特許出願等援助制度、セミナーの企画・講師派遣・出張授業等の各種の知財支援サービスの情報があります。

「弁理士知財キャラバン」には、日本弁理士会が昨年度から開始した弁理士訪問型の知財支援システムの紹介があります。

さらに、「学校関係者の方へ(知財教育/教員用教材)」においては、「先生のための(知財)のひきだし」,「知的財産の教育ビデオ『はっぴょんと一緒に知財を学ぼう』」,「商標ってなんだろう」,「商標の機能と商標登録」等があります。

それらの資料は知財に関心のある方々を支援するツールとして有用です。

(2) 会員向けの「電子フォーラム」

新着情報にある「答申書・報告書」,「研修会・セミナー」や、これを受けて「弁理士会からのお知らせ」にある「答申書・報告書」や「研修会・セミナー」,更に「業務支援データベース」にある「業務用データ」等に掲載された報告書や研修会テキストには、我々弁理士が業務をするうえでの必須情報や、依頼人へ提供して喜ばれる情報が多々掲載されています。

「弁理士会からのお知らせ」の配下にある「答申書・報告書」では、特許委員会、意匠委員会、商標委員会、国際活動センター等からの資料や研修会テキストは重要と思われます。

さらに、「業務支援データベース」の「業務用データ」配下の「実務用データ」では、四法以外の著作権、不正競争、農水知財、営業秘密、仲裁・調停、知財経営コンサル、価値評価等のフォルダ内に多くの資料があります。

それらのうち多くの資料は適宜「電子フォーラム」とともに「ホームページ」にも掲載されています。

3. 資料入手の簡易化及びその更新

そのように、日本弁理士会では「ホームページ」及び「電子フォーラム」において、有益、有用な資料を多く公表しています。他方で、そのような成果物としての資料が日々公表されるものを見逃され易いうえ、入手タイミングを逃すこともあります。

しかも、現在の「ホームページ」や「電子フォーラム」において、希望する報告書や研修会テキスト等の資料を探す場合、目的とする資料に辿り着くには複数の階層を経る必要があるとか、そもそもどのような資料が公開されているか分かり難いとか、更に、資料検索のヒット率が十分とは言えないようです。この点の改良の余地があります。

そこで、今年度は日本弁理士会の「ホームページ」及び「電子フォーラム」において、画面の見栄え、アピール手法、資料入手の簡易化及び検索の充実を図りたいと思います。

前者は主に「広報センター」を中心に、後者は「情報企画委員会」を中心に関係委員会等と協力して改善を図りたいと思います。既に、前年度の後半から、実現に向けて関係機関で話し合いが始まっておりますから、是非とも実現に漕ぎ着けた

と思います。

さらに、「ホームページ」及び「電子フォーラム」に掲載された資料は、その内容が次第に陳腐化して行きますし、制度改正等に伴ってそぐわない内容になってしまう場合もあり、掲載資料の更新（メンテナンス）も必要です。

ただ、膨大な公開資料の内容をチェックしてメンテナンスする作業は、多くの費用と労力を必要としますから、関係機関を含めて十分検討したいと思います。ある程度の掲載期間が経過した公開資料は、別の区分に移して継続掲載し、利用する側で、掲載期間の経過した公開資料であると分かったうえでご利用いただく程度のことではあるのではないかと考えます。

それらの改善は、伊丹会長が今年度目指す「地域知財活動の充実」、「広報の強化」、「経営基盤の強化・支援」及び「人材育成」等に沿った主要事業の一部と考えております。

4. 最後に

今年度は、知的財産価値評価推進センター、防災会議、特許制度運用協議委員会、パテントコンテスト委員会、技術標準委員会、情報企画委員会等を担当させていただきますが、皆様のご協力とご支援を仰ぎつつ、鋭意努力を重ねてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上